

# 節湯水栓・節水水栓 Q & A



## 1. 住宅・建築物の省エネ基準と低炭素建築物認定基準について

Q1:「住宅・建築物の省エネ基準」について教えてください。

A1:「住宅・建築物の省エネ基準(エネルギーの使用の合理化に関する建築主等及び特定建築物の所有者の判断の基準)」は、「エネルギーの使用の合理化に関する法律(省エネ法)」に基づき、住宅や建築物の省エネルギー性能の評価を行うために定められた基準です。平成 25 年において、従来の平成 11 年基準(次世代省エネ基準とも言われる)が見直され、「一次エネルギー消費量」を指標とした建物全体の省エネルギー性能を総合的に評価する基準に改正されました。改正後の基準では、実際の建物の設計仕様で算定した設計一次エネルギー消費量が基準仕様(平成 11 年基準相当の外皮と標準的な設備)で算定した基準一次エネルギー消費量以下とすることが求められます。外皮(外壁、窓など)の断熱性能は、適切な温熱環境の確保などの観点から一定の基準(平成 11 年基準相当)が引き続き求められます。詳細は下記WEBサイトを参照ください。

(参考)国土交通省 公式サイト「平成 25 年改正省エネルギー基準パンフレット」

<http://www.mlit.go.jp/common/000996591.pdf>

Q2:「低炭素建築物認定基準」について教えてください。

A2:「都市の低炭素化の促進に関する法律(エコまち法)」に基づき、低炭素建築物新築等計画の認定制度が創設され、「低炭素建築物認定基準(建築物に係るエネルギー使用の合理化の一層の促進その他の建築物の低炭素化の促進のために誘導すべき基準)」が策定されました。低炭素建築物として認定されると、所得税などの減税や設備に係る部分の容積不算入などの特例を受けることができます。低炭素建築物の認定を受けるには、定量的評価項目(平成 25 年に改正された住宅・建築物の省エネ基準で定められた外皮の断熱性能の確保と基準一次エネルギー消費量を 10%削減すること。)、選択的項目(低炭素化に資する措置を2項目以上講じることなど。)の基準に適合する必要があります。詳細は下記WEBサイトを参照ください。

(参考)日本バルブ工業会 公式サイト

「低炭素建築物認定基準について」・「低炭素建築物認定基準における節水水栓について」

[http://www.j-valve.or.jp/suisen/setsuyu/h\\_teitanso-kijun\\_201405.pdf](http://www.j-valve.or.jp/suisen/setsuyu/h_teitanso-kijun_201405.pdf)

[http://www.j-valve.or.jp/suisen/setsuyu/i\\_teitanso-sessui\\_201405.pdf](http://www.j-valve.or.jp/suisen/setsuyu/i_teitanso-sessui_201405.pdf)

(参考)国土交通省 公式サイト「低炭素建築物認定制度パンフレット」

<http://www.mlit.go.jp/common/000996590.pdf>

Q3:平成 25 年度に改正される「住宅・建築物の省エネ基準」は、いつから施行されますか?

A3:非住宅建築物及び複合建築物の非住宅部分に係る基準は平成 25 年 4 月 1 日から、住宅及び複合建築物の住宅部分に係る基準は平成 25 年 10 月 1 日から施行されています。ただし、経過措置として、前者は

平成 26 年 3 月 31 日まで、後者は平成 27 年 3 月 31 日まで改正前の基準を用いることができます。詳細は下記WEBサイトを参照ください。

(参考)国土交通省 公式サイト「改正省エネルギー法関連情報(住宅・建築物関係)」

[http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/build/jutakukentiku\\_house\\_tk4\\_000005.html](http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/build/jutakukentiku_house_tk4_000005.html)

Q4:「低炭素建築物認定基準」は、いつから施行されますか？

A4:平成 24 年 12 月 4 日から施行されています。詳細は下記WEBサイトを参照ください。

(参考)国土交通省 公式サイト「低炭素建築物認定制度関連情報」

[http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku\\_house\\_tk4\\_000065.html](http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku_house_tk4_000065.html)

Q5:「住宅・建築物の省エネ基準」と「低炭素建築物認定基準」の関連性について教えてください。

A5:「住宅・建築物の省エネ基準」は省エネ法(第 73 条第 1 項)、「低炭素建築物認定基準」はエコまち法の「低炭素建築物新築等計画の認定制度」と、それぞれ異なる制度に基づいて制定された基準ですが、「低炭素建築物認定基準」の定量的評価項目は、「住宅・建築物の省エネ基準」の判断基準をベースに規定されている点で関連性があります。詳細は当会の下記WEBサイトを参照ください。

(参考)日本バルブ工業会 公式サイト「関連法規の変遷と関連性及び省エネ基準の改正について」

[http://www.j-valve.or.jp/suisen/setsuyu/b\\_hoki-kijun\\_201405.pdf](http://www.j-valve.or.jp/suisen/setsuyu/b_hoki-kijun_201405.pdf)

Q6:これら基準は強制的なものですか？

A6:「住宅・建築物の省エネ基準」は、現在は努力義務ですが、近い将来には義務化が予定されています。

「低炭素建築物認定基準」は、基準を満たして認定をうけた場合に税などにおいて優遇措置が受けられるもので強制ではありません。

Q7:「住宅事業建築主の判断の基準」は、今後どうなるのですか？ また、“節湯水栓(節湯A/B)”の定義や判断基準は変更されるのですか？

A7:「住宅事業建築主の判断の基準」は、平成 25 年度が目標年度(基準達成する目標年度)であったため、しばらくの間、存続します。また、“節湯水栓(節湯A/B)”の定義や判断基準にも変更はありません。

Q8:各基準で対象となる水栓種類にはどのようなものがありますか？

A8:住宅分野において「住宅・建築物の省エネ基準」では“節湯水栓(節湯A1/B1/C1)”、「低炭素建築物認定基準」では“節湯水栓(節湯A1/B1/C1)”及び“節水水栓(節水に資する水栓)”があります。また、既に平成 21 年から施行されている「住宅事業建築主の判断の基準」では“節湯水栓(節湯A/B)”があります。それぞれ定義がありますので、詳細は当会の下記WEBサイトを参照ください。

(参考)日本バルブ工業会 公式サイト「節湯水栓・節水水栓について」

[http://www.j-valve.or.jp/suisen/setsuyu/a\\_setsuyu-sessui\\_201405.pdf](http://www.j-valve.or.jp/suisen/setsuyu/a_setsuyu-sessui_201405.pdf)

Q9:「住宅・建築物の省エネ基準」、「低炭素建築物認定基準」で対象となる節湯水栓・節水水栓の判断基準はどこで確認できますか？

A9:節湯水栓は、独立行政法人建築研究所の公式サイト「住宅・建築物の省エネルギー基準及び低炭素建築物の認定基準に関する技術情報」に掲載されている一次エネルギー消費量算定プログラムの解説にてご確認いただけます。また、節水水栓は、一般財団法人住宅性能評価・表示協会の公式サイトに掲載されている「低炭素建築物認定マニュアル」でご確認いただけます。

(参考)独立行政法人建築研究所 公式サイト

「住宅・建築物の省エネルギー基準及び低炭素建築物の認定基準に関する技術情報」

<http://www.kenken.go.jp/becc/>

(参考)一般財団法人住宅性能評価・表示協会 公式サイト「低炭素建築物認定マニュアル」

<http://www.hyoukakyokai.or.jp/teitanso/pdf/131007manual.pdf>

Q10:「住宅・建築物の省エネ基準」及び「低炭素建築物認定基準」の認定はどの機関が行いますか？

A10:「住宅・建築物の省エネ基準」及び「低炭素建築物認定基準」共に所管行政庁へ認定申請書を提出し、認定されます。

Q11:“節湯水栓”・“節水水栓”であることをメーカーはどのように証明すればよいですか？

A11:“節湯水栓(節湯A1/C1)”など「構造」によって定義されているものは、図面や実際の製品などからその構造を確認できますので、自己適合宣言などの証明書は必要としません。“節水水栓”のうち構造によって定義されるものも同様です。“節湯水栓(節湯B1)”は吐水力による性能で定義されていますので、その性能について“試験品質”・“生産品質”の両観点から試験・審査を行い、第三者機関の性能証明や自己適合宣言など、基準を満たす水栓であることを証明する必要があります。“節水水栓”のうち性能によって定義されるものも同様です。“試験品質”・“生産品質”の証明方法については当会の下記WEBサイトを参照ください。

(参考)日本バルブ工業会 公式サイト「節湯水栓・節水水栓の性能確認及び証明方法」

[http://www.j-valve.or.jp/suisen/setsuyu/o\\_setsuyu-sessui-syomei\\_201405.pdf](http://www.j-valve.or.jp/suisen/setsuyu/o_setsuyu-sessui-syomei_201405.pdf)

Q12:基準の認定を受けるにあたり、水栓に関して必要な提出書類はどのようにして取得すればよいですか？

A12:メーカーにより異なりますので、各メーカーにお問い合わせください。HPより直接入手できるようにしているメーカーもあります。

Q13:一次エネルギーとは何ですか？

A13:石油、天然ガス、LPガス、石炭、水力、原子力、地熱など自然から得られるエネルギーを「一次エネルギー」と言います。住宅や建築物でのエネルギー消費を削減することは、化石燃料に由来する自然エネルギー消費の削減につながります。住宅や建築物では、消費者が使いやすい形態に変えた二次エネルギー(電気、ガソリン、灯油、都市ガスなど)を多く使用しているため、「住宅・建築物の省エネ基準」では、様々な二次エネルギーの単位を揃えるために一次エネルギー消費量に換算して、住宅や建築物の総エネルギー消費量を算出して評価を行います。

## 2. 住宅・建築物の省エネ認定基準及び低炭素建築物認定基準における節湯水栓A1/B1/C1について

### Q1:“節湯水栓”とは何ですか？

A1:「住宅の省エネ基準」及び「低炭素住宅の認定基準」における“節湯水栓”とは、湯の使用量低減により一次エネルギー消費量の削減に資する水栓のうち、サーモスタット湯水混合水栓・ミキシング湯水混合水栓又はシングルレバー湯水混合水栓であり、かつ手元止水機構を有する台所水栓・浴室シャワー(節湯A1)、小流量吐水機構を有する浴室シャワー(節湯B1)、水優先吐水機構を有する台所水栓・洗面水栓(節湯C1)と定義されています。詳細は当会の下記WEBサイトを参照ください。

(参考)日本バルブ工業会 公式サイト

「節湯水栓(節湯A1/B1/C1)について」・「住宅・建築物の省エネ基準における節湯水栓の判断基準」

[http://www.j-valve.or.jp/suisen/setsuyu/e\\_setsuyu-a1b1c1\\_201405-2.pdf](http://www.j-valve.or.jp/suisen/setsuyu/e_setsuyu-a1b1c1_201405-2.pdf)

[http://www.j-valve.or.jp/suisen/setsuyu/f\\_setsuyu-a1b1c1-kijun\\_201405.pdf](http://www.j-valve.or.jp/suisen/setsuyu/f_setsuyu-a1b1c1-kijun_201405.pdf)

### Q2:なぜ、2ハンドル混合水栓は“節湯水栓”の対象にならないのですか？

A2:最近是一般家庭においてはシングル湯水混合水栓、サーモスタット湯水混合水栓が多く普及しておりますので、基準を2ハンドル水栓以外の湯水混合水栓(シングル湯水混合水栓、サーモスタット湯水混合水栓、ミキシング湯水混合水栓)としています。2ハンドル水栓は、他の形式の混合水栓に比べ湯温度の調整が困難であるために無駄な湯水の消費が増えるとされていることから、“節湯水栓”の判断基準では2ハンドル湯水混合水栓を対象から除外しています。

### Q3:「手元止水機能を有する水栓“節湯水栓(節湯A1)”」とはどのようなものですか？

A3:台所水栓及び浴室シャワーにおいて、吐水切替機能、流量および温度の調節機能とは独立して、使用者の操作範囲内に設けられたボタンやセンサー等のスイッチで吐水及び止水操作ができる湯水混合水栓です。使用する湯水の量を減らすことができますので、給湯エネルギー及び水の使用量を削減できます。構造によって定義されているため、図面や実際の製品などからその構造を確認できますので、自己適合宣言などの証明書を必要としません。詳細は当会の下記WEBサイトを参照ください。

(参考)日本バルブ工業会 公式サイト

「節湯水栓(節湯A1/B1/C1)について」・「住宅・建築物の省エネ基準における節湯水栓の判断基準」

[http://www.j-valve.or.jp/suisen/setsuyu/e\\_setsuyu-a1b1c1\\_201405-2.pdf](http://www.j-valve.or.jp/suisen/setsuyu/e_setsuyu-a1b1c1_201405-2.pdf)

[http://www.j-valve.or.jp/suisen/setsuyu/f\\_setsuyu-a1b1c1-kijun\\_201405.pdf](http://www.j-valve.or.jp/suisen/setsuyu/f_setsuyu-a1b1c1-kijun_201405.pdf)

### Q4:「小流量吐水機構を有する水栓“節湯水栓(節湯B1)”」とはどのようなものですか？

A4:基準に定められた試験を行ったときに“流水中に空気を混入させる構造を持たないもの”は吐水力が0.60(単位N)以上であること、“流水中に空気を混入させる構造を持つもの”は吐水力が0.55(単位N)以上に適合する水栓です。“節湯水栓(節湯A1)”と同様に、使用する湯水の量を減らすことができますので、給湯エネルギー及び水の使用量を削減できます。性能によって定義されているため、“試験品質”・“生産

品質”の両観点から試験・審査を行い、第三者機関の性能証明や自己適合宣言など、基準を満たす水栓であることを証明する必要があります。詳細は当会の下記WEBサイトを参照ください。

(参考)日本バルブ工業会 公式サイト

「節湯水栓(節湯A1/B1/C1)について」・「住宅・建築物の省エネ基準における節湯水栓の判断基準」

[http://www.j-valve.or.jp/suisen/setsuyu/e\\_setsuyu-a1b1c1\\_201405-2.pdf](http://www.j-valve.or.jp/suisen/setsuyu/e_setsuyu-a1b1c1_201405-2.pdf)

[http://www.j-valve.or.jp/suisen/setsuyu/f\\_setsuyu-a1b1c1-kijun\\_201405.pdf](http://www.j-valve.or.jp/suisen/setsuyu/f_setsuyu-a1b1c1-kijun_201405.pdf)

Q5:「水優先吐水機能を有する水栓“節湯水栓(節湯C1)”とはどのようなものですか？

A5:レバーハンドルが水栓の正面に位置するとき湯が吐出されない構造、又は湯水の吐水止水操作部と独立して水専用の吐水止水操作部が設けられた湯水混合水栓です。“節湯水栓(節湯A1/B1)”と違い、湯ではなく水を優先して使うことを目的としていますので、給湯エネルギーは削減できますが、水の使用量を削減するわけではありません。構造によって定義されているため、図面や実際の製品などからその構造を確認できますので、自己適合宣言などの証明書を必要としません。詳細は当会の下記WEBサイトを参照ください。

(参考)日本バルブ工業会 公式サイト

「節湯水栓(節湯A1/B1/C1)について」・「住宅・建築物の省エネ基準における節湯水栓の判断基準」

[http://www.j-valve.or.jp/suisen/setsuyu/e\\_setsuyu-a1b1c1\\_201405-2.pdf](http://www.j-valve.or.jp/suisen/setsuyu/e_setsuyu-a1b1c1_201405-2.pdf)

[http://www.j-valve.or.jp/suisen/setsuyu/f\\_setsuyu-a1b1c1-kijun\\_201405.pdf](http://www.j-valve.or.jp/suisen/setsuyu/f_setsuyu-a1b1c1-kijun_201405.pdf)

Q6:“節湯水栓(節湯A1/B1/C1)”であることはどのように証明すればよいですか？

A6:“節湯水栓(節湯A1/C1)”は構造によって定義されているため、図面や実際の製品などからその構造を確認できますので、自己適合宣言などの証明書は必要としません。“節湯水栓(節湯B1)”は吐水力による性能で定義されていますので、第三者機関の性能証明や自己適合宣言など、その性能について何らかの証明が必要になります。詳細は当会の下記WEBサイトを参照ください。

(参考)日本バルブ工業会 公式サイト「節湯水栓・節水水栓の性能確認及び証明方法」

[http://www.j-valve.or.jp/suisen/setsuyu/o\\_setsuyu-sessui-syomei\\_201405.pdf](http://www.j-valve.or.jp/suisen/setsuyu/o_setsuyu-sessui-syomei_201405.pdf)

Q7:“節湯水栓(節湯B1)”の性能証明はどのように行えばよいですか？

A7:対象となる水栓の試験とその結果の証明を第三者機関や自社で行う必要があります。“節湯水栓(節湯B1)”の試験は水栓の吐水力を測定するもので、この吐水力はシャワーヘッドの構造によって影響を受けます。例えば、色違いなどによってシャワーヘッドの形式(製品名・品番など)が多かったり、シャワーヘッドと水栓本体との組み合わせが多岐にわたるメーカーでは、対象となる全ての水栓について試験・証明を行うことは難しいかもしれません。このため、第三者機関で試験・証明を行う場合は協議のうえ、代表して試験を行うシャワーヘッドと、散水板(湯水が吐水される部分)などの構造が同一で吐水力に違いがないことを確認できれば、色違いや吐水力に影響を及ぼさない部分の構造が違うシャワーヘッドも試験を行わなくても併せて性能証明できる場合があります。これと同じ考えを基に、自社にて試験・証明を行う場合は、その証明に関して問い合わせを受けた際に、それらの性能が同等である根拠とそれを説明できる必要書類を

準備しておく必要があります。当会では、あるシャワーヘッド群の吐水性能を同等と判断するための判断基準を作成しています。詳細は当会の下記WEBサイトを参照ください。

(参考)日本バルブ工業会 公式サイト

「“住宅・建築物の省エネ基準”に定義される小流量吐水機構を有する水栓(節湯水栓 B1)の性能を同等とする製品群の区分け規定について」

[http://www.j-valve.or.jp/suisen/setsuyu/q\\_setsuyu-grouping\\_201405.pdf](http://www.j-valve.or.jp/suisen/setsuyu/q_setsuyu-grouping_201405.pdf)

Q8:例えば、“節湯水栓(節湯A1)”では手元止水機構の採用が条件となっていますが、浴室用水栓などにおいてシャワーヘッド単体で基準を満たしていればよいのでしょうか？

A8:シャワーヘッド単体では“節湯水栓”の基準を満たすことができません。基準を満たすためには、2ハンドル水栓以外の湯水混合水栓(サーモスタット湯水混合水栓、ミキシング湯水混合水栓、シングル湯水混合水栓)と組み合わせることが必要になります。

Q9:一次エネルギー消費量の算定において、例えば1つの住宅に洗面が2つあり、それぞれの洗面に“節湯水栓”と節湯水栓ではない水栓が設置されている場合、どのような扱いになるのでしょうか？

A9:一次エネルギー消費量の算定において、例えば洗面に節湯水栓を設置したとみなすためには、全ての洗面の水栓が節湯水栓である必要があります。これは浴室、台所も同様の考え方です。

Q10:“節湯水栓”であるかは、どのように確認したらよいですか？

A10:メーカーのカタログやホームページなどでご確認いただけます。

(参考)日本バルブ工業会 公式サイト「対象製品(水栓メーカー HP へのリンク)」

[http://www.j-valve.or.jp/suisen/setsuyu/g\\_maker-a1b1c1\\_201405.pdf](http://www.j-valve.or.jp/suisen/setsuyu/g_maker-a1b1c1_201405.pdf)

Q11:“節湯水栓(節湯A1/B1/C1)”の探し方を教えてください。

A11:当会の下記WEBサイトに各社のHPへリンクがはられていますのでご確認ください。または、各水栓メーカーに直接お問合せください。

(参考)日本バルブ工業会 公式サイト「対象製品(水栓メーカー HP へのリンク)」

[http://www.j-valve.or.jp/suisen/setsuyu/g\\_maker-a1b1c1\\_201405.pdf](http://www.j-valve.or.jp/suisen/setsuyu/g_maker-a1b1c1_201405.pdf)

Q12:基準の認定を受ける場合、“節湯水栓(節湯A1/B1/C1)”の証明書を発行する必要はありますか？

A12:“節湯水栓(節湯A1/C1)”については、構造を定めた基準ですので、所管行政庁への証明書の提出は不要です。“節湯水栓(節湯B1)”については、性能を定めた基準ですので所管行政庁へ証明書の提出が必要になる場合があります。

**Q13:** 対象となる水栓を OEM などで供給されている場合、証明書はどこが発行すればよいですか？

**A13:** 証明書は、“試験品質”・“生産品質”について実際に各種試験・審査を行い、対象となる水栓が基準を満たす水栓であることを証明する際に、その証明内容について責任のあるメーカーが発行してください。

**Q14:** “節湯水栓”を設置することで、CO2削減効果と節約効果が期待できますか？

**A14:** 節湯水栓は従来型の水栓と比べて給湯量が低減できるため、水とガスの削減によってCO2排出量の削減と水道料金、ガス料金の節約に効果があります(ただし“節湯水栓(節湯C1)”は水を優先して吐水する機構のため、水の削減にはなりません)。詳細は当会の下記WEBサイトを参照ください。

(参考)日本バルブ工業会 公式サイト「節湯水栓のエコ効果算出適用数値及び節湯効果の例」

[http://www.j-valve.or.jp/suisen/setsuyu/c\\_setsuyu-koka\\_201405-2.pdf](http://www.j-valve.or.jp/suisen/setsuyu/c_setsuyu-koka_201405-2.pdf)



### 3. 低炭素建築物認定基準(選択的項目)における節水水栓について

#### Q1:“節水水栓”とは何ですか？

A1:“節水水栓”とは、「低炭素建築物認定基準」の選択的項目において、節水に資する機器のひとつに“節水水栓”が規定されており、次の①又は②のいずれかに適合する水栓を“節水水栓”と言います。

- ① 公益財団法人日本環境協会のエコマーク認定を取得した水栓
- ② ①と同等以上の節水性能を有する水栓

詳細は、当会の下記WEBサイトを参照ください。

(参考)日本バルブ工業会 公式サイト「低炭素基準における節水水栓について」・「節水水栓について」

[http://www.j-valve.or.jp/suisen/setsuyu/i\\_teitanso-sessui\\_201405.pdf](http://www.j-valve.or.jp/suisen/setsuyu/i_teitanso-sessui_201405.pdf)

[http://www.j-valve.or.jp/suisen/setsuyu/j\\_teitanso-sessui-kijun\\_201405.pdf](http://www.j-valve.or.jp/suisen/setsuyu/j_teitanso-sessui-kijun_201405.pdf)

#### Q2:“節水水栓”であるかはどのように確認すれば良いですか？

A2:各メーカーのホームページなどをご確認いただけます。エコマーク認定品の場合はその認定を受けていること、エコマーク認定品と同等以上の節水性能を有する水栓で「性能」により定義されているものは各メーカーが証明する書類を発行しています。エコマーク品と同等以上の性能を有する水栓で「構造」により定義されているものは図面や実際の製品などから構造を確認できますので原則として証明書は発行されません。

#### Q3:シャワー単体で販売するものでも“節水水栓”の対象となりますか？

A3:シャワー単体では“節水水栓”とすることはできません。水栓本体と組み合わせることが必要です。

#### Q4:多くの水栓メーカーのカタログなどにおいて“節湯水栓”の表記はありますが、“節水水栓”の表記がないのはなぜですか？

A4:現在の節水水栓の基準では多くの水栓が対象となり、また、エコマーク品も対象となります。カタログなどに表記した場合、使用者の方が読みづらくなる恐れがあったため、メーカーによってはカタログなどには表記せず一覧表での確認を基本としている場合があります。

## 4. 住宅事業建築主の判断の基準における節湯水栓A/B/ABについて

Q1:「節湯水栓(節湯A/B)」とは、どのような水栓のことをいうのですか？

A1:「住宅事業建築主の判断基準(経済産業省・国土交通省告示第2号;平成21年1月30日)」において、給湯設備の給湯負荷を軽減できる機器として認められた水栓のことをいい、「節湯水栓(節湯A/B/AB)」の種類、判断基準が定められています。

Q2:なぜ、2ハンドル混合水栓は「節湯水栓」の対象にならないのですか？

A2:最近是一般家庭においてはシングル湯水混合水栓、サーモスタット湯水混合水栓が多く普及しておりますので、基準を2ハンドル水栓以外の湯水混合水栓(シングル湯水混合水栓、サーモスタット湯水混合水栓、ミキシング湯水混合水栓)としています。2ハンドル水栓は、他の形式の混合水栓に比べ湯温度の調整が困難であるために無駄な湯水の消費が増えるとされていることから、「節湯水栓」の判断基準では2ハンドル湯水混合水栓を対象から除外しています。

Q3:「節湯水栓(節湯A/B)」は、どのような認証機関によって認証されたものですか？

A3:認証機関によって認証されたものではなく、水栓メーカー自らが当会の定めたモニター方法に基づき検証を行い、基準を満たす製品に対して自己認証を行っています。

Q4:「節湯水栓(節湯A/B)」に適合している水栓金具はどのような方法で確認することができますか？

A4:各メーカーが発行するカタログやホームページ上でご確認いただけます。不明な場合は、各メーカーにお問い合わせください。

Q5:「節湯水栓(節湯A/B)」への該当を証明する書類が必要な時は、どうしたらよいですか？

A5:製品品番と該当する節湯種類(節湯A、節湯B、節湯AB)が明記された、各メーカーが発行するカタログ(コピー可)、ホームページ上に準備する承認図(商品図)、「節湯水栓(節湯A/B)」適合証明書をご利用ください。不明な場合は、各メーカーにお問い合わせください。

Q6:シャワーにおいて、「節湯AB(手元止水機能+小流量吐水)」の採用が条件となっておりますが、シャワーヘッド単体で、節湯AB基準を満たしていればよいのでしょうか？

A6:シャワーヘッド単体では、「節湯水栓(A/B)」の基準を満たすことができません。「節湯水栓(A/B)」の基準を満たすためには、2ハンドル水栓以外の湯水混合水栓(サーモスタット湯水混合水栓、ミキシング湯水混合水栓、シングル湯水混合水栓)と組み合わせることが必要になります。

Q7:現在、オーバーヘッドシャワー(壁付けシャワー)を検討しておりますが、“節湯水栓(節湯AB)”を満たしている商品はありますか？ また、節湯水栓(節湯AB)のものが無い場合、オーバーヘッドタイプで“節湯水栓(節湯AB)”を満たすためになにか方法がありましたら、教えてください。

A7:“節湯水栓(節湯AB)”の基準を満たすオーバーヘッドシャワーの有無については、水栓メーカーにお問い合わせください。“節湯水栓(節湯AB)”の基準を満たすものがない場合、“節湯水栓(節湯B・最適流量が8.5L/分以下)”のオーバーヘッドシャワーに、手元止水機構をもつサーモスタット湯水混合水栓やミキシング湯水混合水栓を組み合わせることで、“節湯水栓(節湯AB)”の基準を満たす製品にすることは可能ですが、その組合せで、モニターを実施して、“節湯水栓(節湯AB)”基準に適合していることを認証する必要があります。

Q8:シャワーヘッドなどを他社製品の水栓と組み合わせた場合も、“節湯水栓(節湯A/B)”の判定基準に適合させることは可能でしょうか？

A8:他社製品との組合せでも、モニター評価にて基準適合が確認できれば、“節湯水栓(節湯A/B)”とすることができます。モニター評価は、当会が定めたモニター方法に従って、組み合わせた製品を“節湯水栓(節湯A/B)”として販売したい方が、自ら評価することになります。

Q9:弊社Aで販売しているユニットバスはB社よりOEMで提供いただいておりますが、シャワー水栓の“節湯水栓(節湯A/B)”の証明書を発行する際、B社で発行している証明書を利用し、発行者(名称・住所)を弊社Aとして証明書を作成してよいものでしょうか(弊社Aでは検証は行っておりません)。なおOEM製品のシャワーヘッド・水栓の組合せは同じ組合せとなります。

A9:証明書は水栓の製造もしくは販売に関わる各社の責任において発行してください。ご質問の例で言えば、B社の上承があれば、B社の証明書を用いても問題はありません。ただし、誤解を与えないように、貴社で販売する製品は、B社からのOEM提供であること、B社の発行する証明書の内容と同じ製品であることを明記する必要があります。

Q10:弊社OEMの表記は必要でしょうか？ また、証明にあたり製品の登録は必要でしょうか？ メーカーの発行する証明書のみで対応できるのでしょうか？

A10:OEM製品を貴社で検証し、貴社名で証明書を発行する場合は、OEMの表記は必要としません。製品の登録は貴社で行って下さい。OEMメーカーの発行する証明書を利用する場合は、Q&A8と同様です。